

厚生労働大臣が定める施設基準に係わる手術等件数

(令和6年1月～令和6年12月)

1. 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出手術等	28
イ	黄斑下手術等	26
ウ	鼓室形成手術等	2
エ	肺悪性腫瘍手術等	85
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	494

2. 区分2に分類される手術

ア	靱帯断裂形成手術等	21
イ	水頭症手術等	87
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	70
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	47

3. 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	2
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	1
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	1
キ	同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術

		870
--	--	-----

5. その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術	109
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	109
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む） 及び体外循環を要する手術	97
オ	経皮的冠動脈形成術	198
	経皮的冠動脈粥腫切除術	12
	経皮的冠動脈ステント留置術	305

6. その他

	年間分娩件数	0
--	--------	---